

山梨県公報

第二千四百一號

平成二十六年

三月二十四日

月曜日

目次

- 換地計画の適当決定……………一六一
- 道路の区域変更……………一六一
- 道路の供用開始(二件)……………一六一
- 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………一六一
- 指定施設要件変更保安林の所在不分明通知……………一六二
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一六三

告示

山梨県告示第八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった県単企業的農業経営推進支援モデル事業浅尾地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十六年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十五日から同年四月二十一日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

山梨県公報 第二千四百一號 平成二十六年三月二十四日

平成二十六年四月二十二日から同年五月六日まで

山梨県告示第八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	旧	新		
南アルプス市桃園字中井畑九三番の一地 先から 南アルプス市桃園字東畑九三番地先まで	七・一 七・六	七・一 一一・三	一一二・〇	一一二・二

山梨県告示第八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般道	四一三号	南都留郡道志村字中丸六一七二	一一〇五・〇	平成二十六年

道	番の一地先から 南都留郡道志村字中丸六〇七七 番の二地先まで	年三月二十 四日
---	--------------------------------------	-------------

山梨県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府市川三郷線	中巨摩郡昭和町押越字殿屋敷一四三番の一地先から 中巨摩郡昭和町河東中島字熊宮三三〇番の一地先まで	二二・九	平成二十六年三月二十四日
		中巨摩郡昭和町河東中島字村下官有無番地先から 中巨摩郡昭和町河東中島字村下一九三二番地先まで	一八・六	

山梨県告示第九十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 横川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防

- 三 河川管理施設の位置 南アルプス市藤田字鶴松二千六百六番地先から南アルプス市藤田字鶴松四千五百九十番一地先まで及び南アルプス市藤田字白土井二千四百四十六番地先から南アルプス市藤田字白土井二千四百四十九番一地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 南アルプス市長 中込 博文
 - 2 住所 南アルプス市小笠原三百七十六番
- 五 管理の内容
 - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩からブロック積の基礎までの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
 - 六 管理の期間 平成二十六年三月二十四日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

公 告

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十六年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市上福沢字立岡山一〇三〇	上野富男

- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲斐市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 四 保安林の指定施設要件変更の告示
平成二十六年二月二十七日農林水産省告示第三百三十五号

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十六年三月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 真 田 幸 子

別表第一中

五七	甲府市中央二丁目一番一号先 （市道富士川若松線と市道横近 習本通線との交差点）	中央保育所北	平成二十三年九月一日 告示第九一号
五七	甲府市中央二丁目一番一号先 （市道富士川若松線と市道横近 習本通線との交差点）	中央保育所入 口	平成二十六年三月二十四日 告示第二八号

に、

二二六	甲府市北口一丁目二番一九号先 （市道相互の十字路交差点）	甲府合同庁舎 前	平成四・三・五 告示第七号
-----	---------------------------------	-------------	------------------

を

二二六	甲府市北口一丁目二番一九号先 （市道同士の十字路交差点）	甲府合同庁舎 北	平成二十六年三月二十四日 告示第二八号
-----	---------------------------------	-------------	------------------------

に、

六四	北巨摩郡長坂町渋沢九九五番地 先（町道富岡南新居線と町道日 野春小下塚川公民館との十字路 交差点）	渋沢	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
----	--	----	----------------------

を

六四	削除		平成二十六年三月二十四日 告示第二八号
----	----	--	------------------------

に改める。

別表第四中

二二八	甲府市上石田一丁目六 番一六号先（上石田一 丁目交差点）から甲府 市上石田一丁目八番八 号先（主要地方道甲府 南アルプス線と市道と の丁字路交差点）まで の間（二四五メートル	車両（ 軽車両 を除く）	車両進行 西から東 へ終日	甲府 平成二十五年四 月一八日 告示第四八号
-----	--	--------------------	---------------------	---------------------------------

を

五七	甲府市中央二丁目一番一号先 （市道富士川若松線と市道横近 習本通線との交差点）	中央保育所入 口	平成二十六年三月二十四日 告示第二八号
----	---	-------------	------------------------

二三八	市道	甲府市上石田一丁目六番一六号先(上石田一丁目交差点)から甲府市上石田一丁目七番六号先(南西銀座北交差点北側丁字路交差点)までの間(一四〇メートル)	車両(軽車両を除く)	車両進行 西から東へ 終日	甲府 平成二六年三月二十四日 告示第二八号
-----	----	---	------------	---------------------	-----------------------------

一八五	国道五号	甲府市上石田二丁目二番一〇号先(貢川橋西詰交差点)から甲府市上石田二丁目二六番一七号先(南西銀座北交差点)までの間(二五〇メートル)	車両(路線バス、通学通園バス、二輪、軽車両を除く)	車両進行 貢川橋西詰交差点から南西銀座北交差点へ 土曜、日曜、休日を除く 七時三〇分から九時まで	甲府 平成二五年四月一日 告示第四八号
-----	------	--	---------------------------	---	---------------------------

一八五	削除				甲府 平成二六年三月二十四日 告示第二八号
-----	----	--	--	--	-----------------------------

に改める。
別表第五中

一	国道四号	甲府市中央四丁目三番二二号先(山梨貸切北側)	西進する車両(二輪車を除く)	終日	甲府 平六・九・一二 告示第三五号
---	------	------------------------	----------------	----	-------------------------

一	国道四号	甲府市中央四丁目三番二二号先(桜通り中交差点)	西進する車両(原付・軽車両を除く)	終日	甲府 平成二六年三月二十四日 告示第二八号
---	------	-------------------------	-------------------	----	-----------------------------

二五三	市道	甲府市上石田一丁目一七番七号先(南西銀座北交差点)	南進する車両(路線バス、通学通園バス、二輪、軽車両を除く)	土曜、日曜、休日を除く 七時三〇分から九時まで	甲府 平成二五年四月一日 告示第四八号
-----	----	---------------------------	-------------------------------	----------------------------	---------------------------

二五三	削除				甲府 平成二六年三月二十四日 告示第二八号
-----	----	--	--	--	-----------------------------

二五七	市道	甲府市上石田一丁目八番八号先(国道五二号と市道との丁字路交差点)	南進する車両(路線バス、通学通園バスを除く)	土曜、日曜、休日を除く 七時三〇分から九時まで	甲府 平成二五年四月一日 告示第四八号
-----	----	----------------------------------	------------------------	----------------------------	---------------------------

園バス、二輪、軽車、両を除く。
分から九時まで

を

二五七
削除
甲府
平成二十六年三月二十四日 告示第二八号

に改める。
別表第六中

を

五三七
市道
甲府市上石田一丁目 一番三号先(国道 五二号と市道との丁 字路交差点)
北進す る車両 (路線 バス、 通学通 園バス 、二輪 、軽車 両を除 く。)
土曜、 日曜、 休日を 除く七 時三〇 分から 九時ま で
甲府
平成二十五年四月 一八日 告示第四八号

を

五三七
削除
甲府
平成二十六年三月 二四日 告示第二八号

に、

五四一
市道
甲府市上石田一丁目 一七番一号先(南西 銀座北交差点)
北進す る車両 (路線
土曜、 日曜、 休日を
甲府
平成二十五年六月 二七日 告示第八〇号

バス、 通学通 園バス 、二輪 、軽車 両を除 く。)
除く七 時三〇 分から 九時ま まで

を

五四一
削除
甲府
平成二十六年三月 二四日 告示第二八号

に、

五四八
市道紅 梅南通 り線
甲府市丸の内一丁目 二一番二二号先(丸 の内一丁目交差点)
西進す る車両 (軽車 両を除 く。)
終日
甲府
平成二十六年二月 一七日 告示第一三三号

を

五四八
市道紅 梅南通 り線
甲府市丸の内一丁目 二一番二二号先(丸 の内一丁目交差点)
西進す る車両 (軽車 両を除 く。)
終日
甲府
平成二十六年二月 一七日 告示第一三三号

を

五四九
国道五 二号
甲府市上石田一丁目 八番八号先(国道五 二号と市道との三差 路交差点)
西進す る車両
終日
甲府
平成二十六年三月 二四日 告示第二八号

を

五五〇
市道
甲府市上石田一丁目 八番八号先(国道五
南進す る車両
終日
甲府
平成二十六年三月 二四日

に改める。
別表第七中

	二号と市道との三差路交差点)				告示第二八号
--	----------------	--	--	--	--------

を

九五	国道五二号	甲府市上石田一丁目 一一番二号先(南 西銀座北交差点)	東進する車両 (路線バス、 通学通園バス、 二輪、軽車 両を除く。)	土曜、日曜、 休日を 除く七 時三〇 分から 九時ま で	甲府	平成二五年四月 一八日 告示第四八号
----	-------	-----------------------------------	--	--	----	--------------------------

を

九五	削除				甲府	平成二六年三月 二四日 告示第二八号
----	----	--	--	--	----	--------------------------

に改める。
別表第十号

を

一〇	国道五二号線	甲府市上石田一丁目一番四号先 (貢川薬局前) 交差点			甲府	四九・四・一一 一六号
----	--------	-------------------------------	--	--	----	----------------

を

一〇	国道五二号	甲府市上石田一丁目一番四号先 (貢川橋西詰交差点)			甲府	平成二六年三月 二四日 告示第二八号
----	-------	------------------------------	--	--	----	--------------------------

に

--	--	--	--	--	--	--

を

一一二	県道 新甲府 楯形線	甲府市上石田一丁目一六番一号 先(牛奥モータース前) 交差点			甲府	四九・四・一一 一六号
-----	------------------	-----------------------------------	--	--	----	----------------

を

一一二	国道五二号	甲府市上石田一丁目一七番一号 先(南西銀座北交差点)			甲府	平成二六年三月 二四日 告示第二八号
-----	-------	-------------------------------	--	--	----	--------------------------

に

九	国道五二号線	甲府市上石田一丁目一番一号先 (ヤマト食堂前) 交差点			甲府	四九・四・一一 一六号
---	--------	--------------------------------	--	--	----	----------------

を

九	削除				甲府	平成二六年三月 二四日 告示第二八号
---	----	--	--	--	----	--------------------------

に改める。
別表第十六中

を

九、一〇九	町道	中巨摩郡甲西町西南湖三、〇二 四番地先(南湖小学校北方交 差点西側・東進車両)			小笠原	平九・六・二六 告示第三四号
-------	----	---	--	--	-----	-------------------

を

九、一一〇	町道	中巨摩郡甲西町西南湖三、〇二 四番地先(南湖小学校北方交 差点東側・西進車両)			小笠原	平九・六・二六 告示第三四号
-------	----	---	--	--	-----	-------------------

を

九、一〇九	市道	南アルプス市西南湖七三六番地 先(市道同士の十字路交差点・ 東進車両)			南アル プス	平成二六年三月 二四日 告示第二八号
-------	----	---	--	--	-----------	--------------------------

九、一一〇	市道	南アルプス市西南湖七二〇番地先（市道同士の十字路交差点・西進車両）	南アルプス	平成二六年三月二四日	告示第二八号
-------	----	-----------------------------------	-------	------------	--------

一一、七四〇	市道	甲州市勝沼町菱山一、一九二番地先（黒橋北東側十字路交差点・西進車両）	日下部	平成二六年二月一七日	告示第一三三号
--------	----	------------------------------------	-----	------------	---------

一一、七四〇	市道	甲州市勝沼町菱山一、一九二番地先（黒橋北東側十字路交差点・西進車両）	日下部	平成二六年二月一七日	告示第一三三号
--------	----	------------------------------------	-----	------------	---------

一一、七四一	市道	北杜市長坂町渋沢九九六番地先（市道同士の十字路交差点・東進車両）	北杜	平成二六年三月二四日	告示第二八号
--------	----	----------------------------------	----	------------	--------

一一、七四二	市道	北杜市長坂町塚川五〇一番地先（市道同士の十字路交差点・西進車両）	北杜	平成二六年三月二四日	告示第二八号
--------	----	----------------------------------	----	------------	--------

二〇二	国道五二号	甲府市相生一丁目二番一号先（相生歩道橋交差点）から甲府市寿町七番一二号先（荒川橋東詰交差点）までの両側歩道（八九二メートル）	甲府	平成二三年一月三二日	告示第一一七号
-----	-------	--	----	------------	---------

二〇二	国道五二号	甲府市相生一丁目二番一号先（相生歩道橋交差点）から甲府市上石	甲府	平成二六年三月二四日	
-----	-------	--------------------------------	----	------------	--

		田二丁目二番八号先（貢川橋西詰交差点）までの両側歩道（一、〇四七メートル）			告示第二八号
--	--	---------------------------------------	--	--	--------

三〇	国道五二号線	甲府市宝二丁目二七番一四号荒川橋東詰から甲府市下飯田三丁目一三番一〇号荒川橋西詰まで（九五メートル）	甲府	平成二六年三月二四日	告示第二八号
----	--------	--	----	------------	--------

三〇	削除		甲府	平成二六年三月二四日	告示第二八号
----	----	--	----	------------	--------

一〇八	県道甲府昇仙峡線	甲府市飯田一丁目三番二九号先（パスポートセンター東交差点）	二	平成一七年六月一六日	告示第五五号
-----	----------	-------------------------------	---	------------	--------

一〇九	国道五二号	甲府市上石田一丁目一番四号先（貢川橋西詰交差点）	三	平成二六年三月二四日	告示第二八号
-----	-------	--------------------------	---	------------	--------

一一〇	国道五二号	甲府市上石田一丁目一七番一四号先（南西銀座北交差点）	四	平成二六年三月二四日	告示第二八号
-----	-------	----------------------------	---	------------	--------

に改める。
別表第十九中

に改める。
別表第三十三中

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番